

節スルゾナレバ、譬へバ諸侯ノ上デイハ、國ヲ保チ人ヲ安ゼン爲ニコソスルナレ、用ヲ節スルガ爲ニ、人ヲソコナヒ、人情離レバ、何ノ益カアラン、士大夫已下一己ノ身ノ上トテモ皆同ジ道理也、其上物マウケセン、金モタント思フハ、浮世スギスル賤者ノ心ニテ下劣ノコト也、内其心アレバ、モノ云ヒ形チニモ自然ト下劣ノ相アリ、士ノ恥ベキコト也、

恭儉ト驕奢トハ裏表ノ事也、恭儉ハ吉徳ナリ、驕奢ハ凶徳ナリ、恭ハ丁寧ナルコト也、丁寧ナル人ハ質素簡約ニシテ、自然ト財用費ス様ノコトヲ好マデ、儉ナルモノ也、驕ハフトク出テ、緩怠無禮ナルコト也、サヤウノ人ハ餘盛ヲコノミ、何事モカサアルヤウニト思フニ付テ、自ラ奢侈シテ、財用ノ費アルモノ也、カヤウノコト勘辨アルベキコト也、

〔伊勢平藏家訓〕儉約の事

一 一生の間に金銀米錢をつかはすしてはならぬ事なり、其つかひやうに儉約といふ事を知らざれば、無益の費ありて、家貧になるなり、儉約といふは無益の費をいまして、一錢をもみだりに出さず、益ある事には千金をも出すべし、無益の費をいましては、益あることにつかふべきが爲也、無益とは朝夕の食物に、種々のうまき物を好み、衣服も美きを好み、家作も結構に作り、妻妾におごらせ、好色遊興を専とし、其外奢の爲に金銀をつかふをいふ、益ある事といふは、主人に奉公の入用、公儀向の物入を初として、父母、兄弟、妻子への手あて、家來へのあてがひ、義理仁義の音信贈答、家作の修復、其外不慮の物入等の類をいふなり、如此無益と益あるとの二つを分別して、能つめゆるめをするを儉約といふ也、儉約といふ事をわろく心得れば、父母妻子家來までの喉口をもしめ、義理仁義をも闕き、禮義作法もかまはず、みだりに物入をかなしみ、金銀をつかはすしてしめこみ、無益の事はいふに及ばず、益ある事にも曾てつかはず、みだりに金銀をしむ人あり、是は儉約といふものに非ず、吝嗇といふものにて、甚いやしき事